

岡山県公報		発行 岡山県		
目次		担当課（室）	目次	
○ 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【規則】 ○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定 ○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止 ○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の名称等の変更 ○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止 ○ 指定居宅サービス等の事業の廃止 ○ 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧 【公告】 ○ 林業種苗生産事業者講習会の開催 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ 〃		子ども未来課 障害福祉課 〃 〃 〃 長寿社会課 水産課 治山課 建築指導課 〃	【選挙管理委員会】 ○ 政治団体の名称等の公表 ○ 政治団体の代表者等の異動 ○ 政治団体の解散 【海区漁業調整委員会】 ○ 広島・岡山連合海区漁業調整委員会の開催 ○ 岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の開催 ○ 岡山・香川連合海区漁業調整委員会の開催	
		選挙管理委員会 〃 〃 海区漁業調整委員会 〃 〃	担当課（室）	

◎岡山県規則第一号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年一月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和四十年岡山県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号を削り、同条第二項中「前項」の下に「の規定」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社服部薬局西店	津山市小田中230-15	H28.11.4
奥玉クリニック	玉野市奥玉三丁目21-7	H28.11.28
高坂齒科医院	津山市北園町38-15	H28.12.1

2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
株式会社ウイズサポート	津山市押入791-1 タイガビル2号館	訪問看護ステーションひこうきぐも	津山市押入791-1 タイガビル2号館	H28.12.1

◎岡山県告示第二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

平成二十九年一月二十日

病院、診療所又は薬局

岡山県知事 伊原 木 隆 太

名 称	所 在 地	廃止年月日
株式会社服部薬局西店	津山市田町 1 1 6 - 7	H28. 11. 3
奥玉病院	玉野市奥玉三丁目 2 1 - 7	H28. 11. 27
高坂齒科医院	津山市北園町 3 8 - 1 5	H28. 11. 30

◎岡山県告示第二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があつた。

平成二十九年一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
居宅介護事業者	株式会社アシスト津山	津山市坪井町24	株式会社アシスト津山	津山市坪井町24	主たる事務所の所在地	津山市南町一丁目66	津山市坪井町24	H26.7.17
〃	〃	〃	〃	〃	事業所の所在地	〃	〃	〃
特定福祉用具販売事業者	株式会社アシスト津山	津山市坪井町24	株式会社アシスト津山	津山市坪井町24	主たる事務所の所在地	津山市南町一丁目66	津山市坪井町24	H26.7.17
〃	〃	〃	〃	〃	事業所の所在地	〃	〃	〃
介護予防事業者	株式会社アシスト津山	津山市坪井町24	株式会社アシスト津山	津山市坪井町24	主たる事務所の所在地	津山市南町一丁目66	津山市坪井町24	H26.7.17
〃	〃	〃	〃	〃	事業所の所在地	〃	〃	〃
特定介護予防福祉用具販売事業者	株式会社アシスト津山	津山市坪井町24	株式会社アシスト津山	津山市坪井町24	主たる事務所の所在地	津山市南町一丁目66	津山市坪井町24	H26.7.17

”	”	”	”	”	事業所の所 在地	”	”	”
---	---	---	---	---	-------------	---	---	---

◎岡山県告示第二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成二十九年一月二十日

岡 山 県 知 事 伊 原 木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護事業者	株式会社服部薬局	津山市田町 2 1 - 1	株式会社服部薬局西店	津山市田町 1 1 6 - 7	H28. 11. 3
介護予防事業者	株式会社服部薬局	津山市田町 2 1 - 1	株式会社服部薬局西店	津山市田町 1 1 6 - 7	H28. 11. 3

◎岡山県告示第二十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年一月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

福祉用具レンタル・販売 アイル

2 所在地

岡山県玉野市宇野一―三八―一 天満屋ハピータウン玉野店メルカ三階

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社アイルリンク

2 所在地

岡山県岡山市北区野田三―一六―一

三 廃止年月日

平成二十九年一月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇一二六一

五 サービスの種類

福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与

特定福祉用具販売

特定介護予防福祉用具販売

◎岡山県告示第二十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 発起人の住所及び氏名

備前市日生町日生一七三九―五 橋本 実

備前市日生町日生三三五八 山口 和也

二 加入区

日生

三 漁船損害等補償法第一百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

日生町漁業協同組合

四 縦覧期間

平成二十九年一月二十日から同年二月三日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

一 発起人の住所及び氏名

浅口市寄島町一二二〇二―三 大室 欣久

浅口市寄島町三三二二―七 松崎 憲治

二 加入区

寄島

三 漁船損害等補償法第一百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

寄島町漁業協同組合

四 縦覧期間

平成二十九年一月二十日から同年二月三日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

一	発起人の住所及び氏名	
	笠岡市高島四七二〇―三	山本 健三
	笠岡市高島五一四二―二	広瀬 宜久
二	加入区	
	神島	
三	漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	
	笠岡市漁業協同組合	
四	縦覧期間	
	平成二十九年一月二十日から同年二月三日まで	
五	縦覧場所	
	岡山県農林水産部水産課	

〔二三〕 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者講習会を開催する。

平成二十九年一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催の日時及び場所

1 日時 平成二十九年三月十四日（火曜日）十時から十七時まで

2 場所 勝田郡勝央町植月中一〇〇一 岡山県農林水産総合センター森林研究所

二 受講申込書の受付

1 受講申込者は、受講申込書を、住所地を管轄する県民局へ平成二十九年三月七日（火曜日）までに提出すること。

2 受講申込書には、六月以内に撮影した正面、上半身、無帽のライカ判の写真（縦三・六センチメートル、横二・四センチメートル）一枚を貼り付けること。

三 受講料

1 受講申込書に、受講料一万四千百円相当の岡山県収入証紙を貼り付けて納付すること。なお、証紙には、消印しないこと。

2 既に納付した受講料は、返還しない。

四 その他

1 受講者は、受講当日、筆記用具を持参すること。

2 講習会についての詳細は、岡山県農林水産部治山課（電話（〇八六）二二六―七四五五）又は各県民局農林水産事業部森林企画課に問い合わせること。

〔二四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字佳美林六二一七、六二一八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市上東一〇二一七 Fululu二〇二号

大塚 進司

三 許可番号

岡山県指令建指第二二一号

〔二五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字車塚溝東四二九―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区伊福町四丁目四―一

横山 健司

三 許可番号

岡山県指令建指第二五一号

◎岡山県選管告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十九年一月二十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
青山けい後援会	青山 慶	青山 慶	美作市英田青野九一六一	平成二八・一二・六
岩崎清治後援会	岡 本 金 一 郎	岩 崎 忠 彦	〃 竹田一九二四	〃 一二・一九
倉地重夫後援会	倉 地 重 夫	倉 地 重 夫	〃 奥一〇六一	〃 一二・一三
すわ順子後援会	諏 訪 順 子	諏 訪 順 子	倉敷市水江九九九一	〃 一二・一六
なかだち幸弘後援会	西 森 頼 夫	山 本 渉	総社市中央六一〇一〇五	〃 一二・一四
水江公二後援会	柏 善 孝	山 田 長 俊	赤磐市勢力四一六	〃 一二・一二

◎岡山県選管告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十九年一月二十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
日本のこころを大切にす る党倉敷市議会第一支部	千田昌寛	政治団体の名称	日本のこころを大切に する党倉敷市議会 第一支部	日本のこころを大切に する党岡山県議会 第一支部	平成二八・一一・三〇

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
安藤功後援会	福原貞夫	代表者の氏名	福原貞夫	西岡正昭	平成二八・一二・一五
池田一二三後援会	妹尾ふみ子	主たる事務所の所在地	新見市高尾二四六八一三	新見市哲西町矢田三九三四	一二・五
〃	〃	代表者の氏名	妹尾ふみ子	安部良彦	〃
岡見ただし後援会	升田忠行	〃	升田忠行	板茂雄	一二・六
岡山県私学振興連盟	津田謙二	主たる事務所の所在地	岡山市北区蕃山町一〇二〇	岡山市北区石関町二一	一一・二二
岡山県酪農政治連盟	松崎隆	会計責任者の氏名	三宅穰次	松本正幸	七・一三
片山篤後援会	重近継明	主たる事務所の所在地	久米郡久米南町神目中四七七	久米郡久米南町下弓削三八〇一	一二・二三
金谷のり子後援会	金谷典子	政治団体の名称	金谷のり子後援会	金谷のりこ後援会	一二・一五
信念 想いをカタチに	千田昌寛	主たる事務所の所在地	倉敷市倉敷ハイツ三一	岡山市北区川入五六〇一一三	一一・三〇
〃	〃	代表者の氏名	千田昌寛	越智聡	〃
T K C逢沢一郎政経研究 会	檜原巧	会計責任者の氏名	土屋直人	松本清	一二・二〇
T K C片山虎之助政経研 究会	森末英男	〃	姫井繁彦	渡邊完一	〃

研究会
中西省吾後援会

中西省吾代表者の氏名
会計責任者の氏名

中西省吾

定久照義
中面恵

〃

〃 一・一一

◎岡山県選管告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十九年一月二十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

岡本昌弘後援会

代表者の氏名

岡本昌弘

解散年月日

平成二八・九・二九

◎広島・岡山連合海区漁業調整委員会公示第一号

広島・岡山連合海区漁業調整委員会事務規程第六条第一項の規定により、第六十二回
広島・岡山連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成二十九年一月二十日

広島・岡山連合海区漁業調整委員会

会 長 井 本 瀧 雄

一 日時 平成二十九年二月一日（水）

午後三時三十分から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリテイまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 平成二十九年度における各種漁業の入会調整について

◎岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会公示第一号

岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会事務規程第七条第一項の規定により、第五十七回岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成二十九年一月二十日

岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会

会長 井 本 瀧 雄

一 日時 平成二十九年二月三日（金）

午後三時三十分から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリテイまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 平成二十九年度における各種漁業の入会調整について

第二号議案 会長及び会長代理の任期満了に伴う改選について

◎岡山・香川連合海区漁業調整委員会公示第一号

岡山・香川連合海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五十六回岡山・香川連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成二十九年一月二十日

岡山・香川連合海区漁業調整委員会

会長 井 本 瀧 雄

一日時 平成二十九年二月十七日（金）

午後三時三十分から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリテイまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 平成二十九年度における各種漁業の入会調整について